



「新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表」



東予東中学校 保健室

※ 『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて症状が軽快した日によって出席停止期間は延長されることがある。（発症後5日目以降に症状が軽快した場合（例5・6）は、出席停止の期間が延長されていく。）

- ★ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。
- ★ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。
- ★ 発症日（当日0日目）は、病院に受診した日ではなく、症状（発熱、呼吸器症状等）が始まった日である。そのため、病院受診時に、医師に発症日を相談・確認することが必要である。

基準	発症日 (発症当日) 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後			
							10日目までマスク着用を推奨			
							発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	
例1	発症後1日目に 症状軽快した場合	発症	発症1日目 症状軽快	発症2日目 症状軽快 1日	発症3日目	発症4日目	発症5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に 症状軽快した場合	発症	発症1日目	発症2日目 症状軽快	発症3日目 症状軽快 1日	発症4日目	発症5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に 症状軽快した場合	発症	発症1日目	発症2日目	発症3日目 症状軽快	発症4日目 症状軽快 1日	発症5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に 症状軽快した場合	発症	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目 症状軽快	発症5日目 症状軽快 1日			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に 症状軽快した場合	発症	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目 症状軽快	発症6日目 症状軽快 1日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例6	発症後6日目に 症状軽快した場合	発症	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目 症状軽快	発症7日目 症状軽快 1日	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

(※ その後は、症状が軽快した日によって、出席停止期間が順次延長されていく。)

備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発熱・咽頭痛・咳といった普段と異なる症状があれば、自宅で休養することが重要である。 ○ アレルギー疾患等の症状の区別は困難であり、軽微な症状があるからといって登校を一律に制限しない。 ○ 生徒本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査は求めない。
----	--